

令和4年度

浜中町借上型医師住宅整備事業

実 施 要 領 書

浜中町立浜中診療所

浜中診療所医師住宅借上型整備事業実施要領

1 実施の目的

浜中診療所常勤医師及び派遣医師の住環境の改善を図るとともに、将来にわたる医師確保の取り組みを推進するために、民間のノウハウと創意工夫により建設された良質な医師住宅整備を進めることを目的とする。

なお、本事業の実施に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。

(1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減

本事業の実施に当たっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理及び維持管理を行うことにより、良質な住環境の提供を図ることとする。また、事業期間中のライフサイクルコストの縮減、家賃水準の低減が図られることを期待する。

(2) 周辺環境との調和

本施設の整備に当たっては、建築の意匠や外構の整備等において、その目的を十分に理解のうえ、周辺環境と調和した整備を図るものとする。

2 事業方式

本事業は、住宅計画等の妥当性や事業実施の確実性など、多岐にわたる事業者の能力や経験などを総合的に評価し、本事業に係る契約の相手方を適正に選定するため、事業者の選定に当たっては「公募型プロポーザル方式」を採用する。

事業者は、町の指定する敷地（町有地）に事業者が設計・建設した住宅（敷地の外構部分及び駐車場部分を含む。以下「本施設」という。）を維持管理し、町が医師住宅として25年間有償で借り上げるものとする。

3 事業概要

(1) 事業名称 浜中町借上型医師住宅整備事業

(2) 設計・建設業務

- ① 建設予定地は、浜中町霧多布東4条1丁目18番地とし、事業者と無償にて賃借契約を締結するものとする。
- ② 医師住宅は、浜中診療所医師住宅1棟・派遣医師住宅1棟の計2棟とする。
本施設の詳細については、浜中町借上型医師住宅整備事業要求水準書（以下「水準書」という。）を参照すること。
- ③ 本施設の調査・設計及び関連業務
- ④ 本施設の整備に係る建設用地の測量、造成、建設業務及び関連業務
- ⑤ 本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務
- ⑥ 本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務
- ⑦ 上記の各項目に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定等に基づく各種申請等業務

(3) 維持管理業務

① 入居者管理

入退去に伴う対応は町が行うが、入退去時には、町、入居者及び事業者が立会いのうえ、本施設の物件状況を確認するものとする。

② 本施設に係る修繕費用の負担区分

入居者（その来客等を含む。）による故意、過失その他明らかに通常の使用方法による結果とはいえないものと判断される修繕物件は、当該入居者の負担とする。

負担区分の詳細については、「水準書 4 要求水準の確認 エ本施設に係る修繕費用の負担区分」をベースに、町、入居者及び事業者が協議して負担区分を決定するものとする。

なお、入居者負担による修繕費用が生じた場合は、事業者は町を経由して当該入居者に当該費用を請求するものとする。

③ 本施設の維持管理業務一式（入居者管理を除く。）

④ 各種申請等業務及び関連業務（表題、所有権及び地うえ権に関する登記、火災保険加入等）

⑤ 本施設の居住者の移転に係る原状復旧業務

⑥ 本施設の維持管理に係る修繕業務

4 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりであるが、この他、本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

① 建築基準法

② 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

⑤ 住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）

⑥ 浜中町営住宅整備基準条例（平成 25 年条例第 1 号）

⑦ その他関連法令、条例等

5 本事業に関する町の担当部署

住所 〒088-1513 浜中町霧多布東 3 条 1 丁目 4 0 番地

担当 浜中町立浜中診療所総務係 電話 0153-62-2233・FAX 0153-62-2262

6 借上料の支払いに関する事項

(1) 家賃総額

浜中診療所医師住宅及び派遣医師住宅の賃借契約期間は 2 5 年間とし、家賃は、2 住戸合計・月額 475,000 円（2 住戸・総額 1 億 4,250 万円）を上限として設定する。

(2) 家賃の支払い

毎月の家賃は、入居者の有無に関わらず、その翌月に事業者を支払うものとする。

7 公募型プロポーザル参加者が備えるべき参加資格要件

(1) 公募型プロポーザル参加資格要件

本公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる事業者（以下「公募参加資格事業者」という。）は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）及び本施設の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）で構成するものであって、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ① 公募参加資格事業者の全てが町内に本店、本社又は支店を有する法人であること。ただし、設計企業及び工事監理企業は、道内に本店、本社又は支店を有する法人でも可とする（設計企業及び工事監理企業が代表企業となる場合は不可）。
- ② 浜中町の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
- ③ 公募参加資格事業者は、単独企業又は複数の企業（以下「公募参加グループ」という。）で構成するものとし、公募参加グループによる応募の場合は、応募表明書兼応募資格審査申請書（以下「応募表明書等」という。）の提出時に[応募グループ構成企業一覧表【様式3】]を添付すること。
- ④ 公募参加グループとして応募する場合は、全体の代表企業を選定し、代表企業は本事業における契約の相手方とする。なお、町が実施要領等において提示する本業務の一部を第三者へ下請負又は再委託することを可能とするが、その際は提案書（「12-(2)の提案書」をいう。）にその旨と企業名を明示すること。
- ⑤ 応募表明書等には構成企業名及び代表企業名を明記し、代表企業が公募に関する手続きを行うこと。
- ⑥ 応募表明書等により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業及び構成員の変更は認めない。

(2) 公募参加資格事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、公募参加資格事業者の資格を満たさないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ④ 建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規定（昭和54年規程第3号）第18条による指名停止の措置を受けている者
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者
- ⑥ 国税、道税及び市町町税を滞納している者
- ⑦ 浜中町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条の規定に該当する者

8 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- ① 審査は、町の職員で構成する浜中町借上型職員住宅整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- ② 審査委員会においては、事業計画、施設計画、運営計画、事業者の提案する価格等の提案の各面から総合的に提案内容の審査を行い、優先交渉権者を選定する。
なお、具体的な優先交渉権者の選定基準については、「13 優先交渉権の決定方法」によるものとする。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

① 公募型プロポーザル参加者資格審査

公募参加資格事業者の備えるべき参加資格要件等に関し、浜中診療所総務係において適否の審査を行うものとする。

なお、具体的な要件及び審査については、「7-（1）公募型プロポーザル参加資格要件」及び「別表1 公募型プロポーザル参加者資格審査表」によるものとする。

② 公募型プロポーザル提案審査

価格の定量的事項や事業計画などの定性的事項について、審査委員会において総合的に評価し、審査を行うものとする。

なお、具体的な審査内容については、「別表2 公募型プロポーザル提案審査表」によるものとする。

9 実施要領等の公表及び入手方法

事業実施及び手続に必要な様式等については、令和4年12月21日（水）に本町のホームページにおいて公表するものとし、ダウンロードを可能とする。

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 浜中町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン | 1部 |
| ② 浜中町借上型医師住宅整備事業 実施要領書 | 1部 |
| ③ 浜中町借上型医師住宅整備事業要求 水準書 | 1部 |
| ④ 様式集 | 1部 |
| ⑤ 地籍測量図（地籍位置図・一筆詳細図） | 1部 |
| ⑥ 現況写真 | 1部 |

10 実施要領等に係る質問の受付・回答

実施要領等に記載の内容に係る質問の受付及び回答については、以下のとおり行う。

(1) 質疑受付期間

令和4年12月21日（水）から令和4年12月28日（水）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

質問がある場合には、[浜中町借上型医師住宅整備事業に関する質問書【様式1】]に所定の事項を記入し、浜中町立浜中診療所総務係への持参又は FAX によることとする。なお、上記に示す受付期間外に提出された質問については受け付けない。

(3) 回答の公表

- ① 令和5年1月5日(木)から令和5年1月11日(水)までの間で、本町のホームページへの掲載により随時回答するものとし、個別の回答は行わない。
- ② 質問への回答は、特殊な技術、ノウハウ等に関し質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断した項目を除くこととし、質問者の名称等は公表しないものとする。なお、町が必要と判断した場合には、質問者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

1.1 公募参加表明及び資格審査

(1) 提出書類

本事業への参加を希望する者は、応募者の代表企業によって、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ① [応募表明書兼応募資格審査申請書【様式2】]
- ② [応募グループ構成企業一覧表【様式3】] ※単独の企業のみで応募する場合は不要
- ③ [設計又は建設に関する事業実績【様式4】]
- ④ 国税及び道税に係る納税証明書(直近の年度のもの)

(2) 提出期限及び場所

提出期限及び場所は、次のとおりとする。

- ① 提出期限 令和5年1月13日(金)午後5時まで
- ② 提出先 浜中町立浜中診療所総務係
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。(郵送の場合は、期限必着)
ただし、FAX、電子メール、電子媒体での提出は認めない。
- ④ 資格審査 町は、提出書類に基づき応募者が備えるべき参加資格要件について審査を行う。
- ⑤ 応募資格の審査結果は、令和5年1月20日(金)に応募者(公募参加グループの場合は代表企業をいう。以下同じ。)に対して、書面により通知するものとし、電話又は来庁による問い合わせには応じないものとする。なお、応募資格を有すると認めた応募者に対しては、「応募者番号」を付して通知するものとする。
- ⑥ 応募資格がないと認めた応募者に対する理由の説明
上記④の審査結果により応募資格がない旨の通知を受けた応募者は、町に対し書面により説明を求めることができる。

ア 書面の提出期限 令和5年1月27日(金)午後5時まで

イ 書面の提出先 浜中町立浜中診療所総務係

ウ 書面の提出方法

[応募資格がないと認めた理由の説明要求書【様式5】]に記入のうえ、持参または郵送とす

る。(郵送の場合は、期限必着)ただし、FAX、電子メール、電子媒体での提出は認めない。
エ 回答期限及び方法 令和5年2月1日(水)までに書面により回答する。

1 2 提案書の提出

(1) 提案書の提出方法

応募資格があると認められた応募者(以下「公募参加者」という。)は、浜中町借上型職員住宅整備事業提案書(以下「提案書」という。)を次に定めるところにより提出するものとする。

- ① 提出期限 令和5年2月28日(火)午後5時まで
- ② 提出先 浜中町立浜中診療所総務係
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 公募参加者の提案は1案のみとする。

(2) 提出書類

- ① 提案書提出届 【様式 6】
- ② 家賃見積書 【様式 7】
- ③ 実施要領等に関する誓約書 【様式 8】
- ④ 提案書 【様式 9】
- ⑤ 整備費用見積書及び資金計画 【様式10】
- ⑥ 住宅整備基準チェックリスト 【様式11】
- ⑦ 住宅性能評価チェックリスト 【様式12】
- ⑧ 提出部数 正本1部、副本(正本のコピー可)6部、合計7部

※提案書の作成に当たり、ボーリング調査・測量等を行う必要がある場合は、応募資格の審査結果通知後に[事前調査申請書【様式13】]を町に提出し、その承諾を得るものとする。

(3) 事業実施に係る家賃の見積金額

将来の物価変動等に応じた改定分の金額は、当初の家賃設定に含まない。本事業において、町が希望する家賃は、月額475,000円(2住戸合計家賃)を上限とする。

(4) 応募の辞退 公募参加者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、[応募参加辞退届【様式14】]を持参すること。

- ① 提出期限 令和5年2月1日(水)午後5時まで
- ② 提出先 浜中町立浜中診療所総務係

(5) 公募参加の棄権

公募参加者が提出期限までに提案書を提出しない場合は、棄権したものとする。

(6) 公正な公募参加者の確保・中止・延期

公募参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

公正に事業を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該公募参加者をプロポーザルへ参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(7) プロポーザルの中止・延期

プロポーザルが公正に執行することができないと認められるとき又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、プロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(8) 応募の無効

次の場合の応募は無効とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者のした応募
- ② 応募に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行ったもののした応募並びに応募に関する条件に違反した応募
- ③ 提案書記載の価格及び氏名その他の事項を確認できない応募
- ④ 提案書記載の価格を加除訂正した応募及び記名押印のない応募
- ⑤ 同一の公募参加者が同一事項に 2 通以上の応募をした応募
- ⑥ 同一人が 2 人以上の公募参加者の代理人としてした応募
- ⑦ 談合その他不正の行為があったと認められる応募
- ⑧ FAX、電子メール、電子媒体による応募
- ⑨ ①から⑧までに掲げる者のほか、公募に関する条件に違反した応募

(9) 提案書の取扱い

① 著作権

公募参加者から提出された提案書の著作権は、当該公募参加者に帰属する。ただし、町は、優先交渉権者となった公募参加者から提出された提案書について、本事業の公表その他町が必要と認める場合にあっては、当該提案書の全部又は一部を無償及び無断で使用できるものとする。

また、優先交渉権者以外の公募参加者から提出された提案書については、本事業の公表以外には、当該公募参加者に無断で使用しないものとする。

② 特許権等

公募参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った当該公募参加者が負うものとする。

1.3 優先交渉権者の決定方法

審査委員会は、公募参加者の提案書の内容及び提案家賃等を提案審査基準に基づき評価し、最高評価点を獲得した公募参加者を優先交渉権者候補者とする。最高評価点に複数の提案が同点で並んだ場合は、審査委員会の協議により、当該複数の提案の中から町の要求に最も沿っていると判断できる提案書を提出した公募参加者を優先交渉権者として決定する。

(1) 審査委員会の構成

副町長を委員長とし、委員は委員長が指名する職員を充てる。また、審査委員会の庶務は、浜中町立浜中診療所総務係が事務局としてその任に当たる。

(2) 審査手順

8-(1) 及び (2) を参照のこと。

(3) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、公募参加者にヒアリング（書類形式を含む。）を行うものとし、ヒアリングを行う場合の詳細な日程等については、別途、当該公募参加者に対して通知するものとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

町は、優先交渉権者決定後、速やかに公募参加者に対して審査結果を通知するとともに、町のホームページへの掲載により公表する。

(5) 優先交渉権者を選定しない場合

公募参加者がいない場合又は公募参加者が提示した家賃のいずれもが町が示すうえ限額を超える場合その他提案内容が町の求める水準に達していない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を選定しない場合がある。この場合においては、その旨を速やかに公表する。

1 4 事業契約の締結等

優先交渉権者となった公募参加者は、速やかに町を相手方として事業契約を締結しなければならない。

(1) 事業契約の締結

事業契約の詳細については、「事業契約書」を参照のこと。

(2) 契約条件の変更

実施要領等に示した契約条件については、原則として変更することができない。ただし、入居者のサービス向上、より良い事業遂行、家賃の低減その他本事業の向上に効果があると町が認めた場合は、この限りでない。

(3) 違約金の請求

町は、優先交渉権者となった公募参加者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合は、見積もった提案家賃の総額（戸当たり家賃月額×戸数×借上月数）の10%に相当する額を違約金として請求することができるものとする。なお、事業契約締結に係る印紙代等の費用は、公募参加者の負担とする。

(4) 契約締結に至らなかった場合

優先交渉権者となった公募参加者が契約を締結しない場合、町は優先交渉権者決定基準に基づく次点交渉権者と契約交渉を行うことができる。

(5) 毎月の家賃は、その翌月に事業者を支払うものとする。なお、町が棟ごと借り上げるため、入居者の有無にかかわらず、家賃の支払いは発生するものとする。

1 5 工事着工及び完成の手続き

(1) 事業者は、本施設の工事に着手したときは、次の書類を添付してその旨を町に通知するものとする。

- ① 工事着工届
- ② 工事工程表

- ③ 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し（該当する場合）
- (2) 事業者は、本施設の工事が完了したときは、次の書類を添付してその旨を町に通知するものとする。
 - ① 工事完成届（完成届・完成写真セット）
 - ② 工事工程写真
 - ③ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（該当する場合）
 - ④ 建物部分に係る登記記録の全部事項証明書（表題、所有権及び地うえ権に関する事項が記録されているもの）
 - ⑤ 火災保険加入証書の写し
- (3) 町は、①の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から14日以内に事業者の立会いのうえ、工事完成検査を行うものとする。
- (4) 事業者は、町の完成検査を受けた後、製本された竣工図等を町に2部提出すること。

1.6 事業実施に関する事項

(1) 事業者の権利義務に関する制限

① 事業者の事業契約上の地位と譲渡等

町の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は事業契約うへの地位及び権利義務の譲渡、担保の提供その他の方法による処分をしてはならない。

② 権利の譲渡・質権設定及び債権の担保提供

事業者が町に対して有する本事業に係る債権の譲渡、質権の設定及びこれの担保としての提供は、町の事前の書面による承認がなければ行うことができないものとする。

(2) 誠実な業務遂行義務

事業者は、実施要領等、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(3) 事業期間中の事業者と町の関わり

① 本事業は、事業者の責任において実施される。また、町は事業契約書に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。

② 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従うものとする。

③ 事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

1.7 町と事業者の責任区分

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町と事業者の責任分担は、事業者が負担すべきリスクを想定したうえで応募を行うものとする。なお、リスク発生時には、双方の協議により定めるものとする。

(3) 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

1 8 事業継続が困難な場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の債務不履行等に起因する場合

事業者が、事業契約書に定める債務を履行しない場合、町は事業契約書の規定に従い事業者に催告を行い、一定の期間内に是正策の提出又はその実施を求めることができる。なお、事業者が当該期間内にこれらの対応ができなかった場合には、サービス対価の減額若しくは支払停止措置又は事業契約の解除をすることができる。

契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

(2) 町の責めに帰すべき事由に起因する場合

町の責めに帰する事由により事業の継続が困難になった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

(3) その他の事由により違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反した事業者又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、若しくは募集等、町の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められる事業者（その構成員を含む。）については、浜中町競争入札等参加資格関係事務処理要綱の規定に基づき、その事実のあった日から2年を超えない範囲内において、町が実施する競争入札等への参加が認められなくなる場合がある。

1 9 借上期間終了後の取扱い

(1) 建物

借上期間終了後は建物に係る町の賃借権が消滅し、事業者に帰属することとなるが、その時点での入居状況等を鑑み、医師住宅としての賃貸借の継続又は民間賃貸住宅の転用を含め、期間終了の6か月前までに町との協議を行ったうえで、事業者が用途を決定するものとする。

(2) 用地

医師住宅として引き続き使用する場合には、無償貸付を継続するものとし、他の用途に転用する場合には有償貸付とするものとする。

■別表 1 公募型プロポーザル参加者資格審査表

公募型プロポーザル参加者資格審査		適用	
		合	否
公募参加資格要件			
①	公募参加資格業者は、維持管理企業・設計企業・工事監理企業・建設企業で構成されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	公募参加資格事業者の構成企業全てが、町内に本店、本社又は支店を有する法人である。ただし、設計企業及び工事監理企業を町外に委託する場合を除く。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	浜中町の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止期間中でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	公募参加資格事業者は、単独企業又は複数の企業（以下「公募参加グループ」という。）で構成されており、公募参加グループによる応募の場合は、応募表明書兼応募資格審査申請書（以下「応募表明書等」という。）の提出時に様式集[様式3]が添付されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	公募参加グループとして応募する場合は、全体の代表企業を選定し、代表企業は本事業における契約の相手方となっている。なお、町が実施要領等において提示する本業務の一部を第三者へ下請負又は再委託することを可能とするが、その際は提案書にその旨と企業名が明示されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	応募表明書等には構成企業名及び代表企業名を明記し、代表企業が公募に関する手続きを行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	応募表明書等により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業及び構成員の変更はされていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公募参加資格事業者の制限			
※次のいずれかに該当する者は、公募参加資格事業者の資格を満たさない。			
①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	浜中町競争入札等参加資格関係事務処理要綱（平成11年訓令第11号）第9条による指名停止の措置を受けている者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	国税、道税及び市町町税を滞納している者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	浜中町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条の規定に該当する者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
参加者資格審査結果		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■別表2 公募型プロポーザル提案審査表

公募型プロポーザル提案審査			配点	
			採点	満点
プロポーザルの提案課題・評価項目・配点				
①	提案の創造性	<ul style="list-style-type: none"> ・外観、内観の意匠に関する提案 ・周辺環境と調和がとれた施設整備の提案 		20
②	提案の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能に関する提案 耐震性、耐風、耐雪、劣化、維持管理、省エネ等 ・住宅整備基準及び要求水準書の内容に準じた提案 		20
③	提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの縮減への配慮に関する提案 ・工法、素材に関する提案 ・施設管理の容易性、アフターメンテナンスに関する提案 		30
④	提案者の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の設計又は建設実績 ・事業者としての同種、類似の業務実績、受賞歴 		10
⑤	業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み体制 ・配慮した事項 		10
⑥	事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・提案を実現するための事業費 ・提案家賃 ・各業務における予算配分 		10
総合評価点				100